

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年4月19日(水)午後4時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番	佐藤正剛	委員	2番	穴澤久男	委員
3番	塚本繁雄	委員	4番	安藤幸春	委員
5番	大木章寿	委員	6番	佐藤喜巳	委員
7番	石毛甲子男	委員	8番	郡司武幸	委員
9番	今井睦子	委員	10番	石田利之	委員
11番	大木丈雄	委員	12番	伊藤栄治	委員
14番	山崎幸治	委員	13番	椎名正和	委員
15番	伊藤喜信	委員	16番	久古浩二	委員
17番	大木寛	委員	18番	渡邊弘仁	委員
19番	熱田幸子	委員	20番	川口京子	委員
21番	太田忠治	委員	22番	菱木信治	委員
23番	大木一夫	委員	24番	石井敏雄	委員
25番	椎名勝英	委員	27番	伊藤定夫	委員

4 欠席委員(1名)

26番 鈴木正夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 13件

議案第2号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 3件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 3件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成29年4月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、17番大木寛委員、18番渡邊弘仁委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きます。日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号について、番号1番と2番及び5番から7番は賃借権等に関する件であります。3番と4番及び8番から13番までは所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から13番までを議案書を基に朗読】

番号1番から13番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

11番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

9番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、農地保全の強い意志もみられ問題ないと思われま

す。

23番 番号3番と4番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

5番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

4番 番号6番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号7番について、譲受者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号8番と9番について、互いの農地を交換し作業の効率化を図るもの
です。双方とも意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

2番 番号10番について、譲受人は番号1番と同一人です。市道の改良工
事に伴う買収地となる所有農地と申請地とを交換しようとするもので問題
ないと思われ
ます。

番号11番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

17番 番号12番について、後継人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

番号13番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3件でございます。
あっせん申出番号1番については、畑1筆を賃借したいとのことです。
あっせん申出番号2番については、畑4筆を売買したいとのことです。
あっせん申出番号3番については、田1筆、畑2筆を売買又は賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に6番佐藤喜巳委員、20川口京子委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に18番渡邊弘仁委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に10番石田利之委員、18番渡邊弘仁委員を、選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第2号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に6番佐藤喜巳委員、20川口京子委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に18番渡邊弘仁委員、22番菱木信治委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に10番石田利之委員、18番渡邊弘仁委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、利用権の中途解約に係る通知について3件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 13件

議案第2号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 3件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件

(2) 利用権の中途解約に係る通知について 3件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年4月19日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。